② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
㋐ 同種工事　（下記(a)～(c)を必要とする。）
(a) 片持張出し架設工法により架設した最大支間長50m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事
(b) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）25m以上のコンクリート橋脚の工事
(c) 大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した場所打ち杭の工事
③ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合のＰＣ上部工施工者
(a) 片持張出し架設工法により架設した最大支間長100m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事
④ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合の土木工事施工者
㋐ 同種工事　（下記(a)及び(b)を必要とする。）
(a) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）55m以上のコンクリート橋脚の工事
(b) 大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

⑸ 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
① 専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む。）している期間とする。
なお、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。
㋐ 橋梁下部工工事に係る工事経験を有する技術者は橋梁下部工工事の工事現場が稼働（準備工は含まない。）している期間
㋑ 橋梁上部工工事に係る工事経験を有する技術者は橋梁上部工工事の工事現場が稼働（準備工は含まない。）している期間
② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、次に揚げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（各工種の経験者を複数名配置しても良い。）また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、全ての工種の経験を同一の者が有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
㋐ 同種工事　（下記(a)～(c)を必要とする。）
(a) 片持張出し架設工法により架設した最大支間長50m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事
(b) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）25m以上のコンクリート橋脚の工事
(c) 大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した場所打ち杭の工事
③ 主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行にあたり配置できること。
① 設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
㋐ 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者
ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
㋑ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者
② 照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることはできない。
㋐ 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者
ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者
㋑ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通省大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格結果通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺ 競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前途の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻ 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
① 各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。
② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
③ 各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員最大であること。
④ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑼ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽ １に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾ 施工計画の内容が著しく不適当でない者及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の枚数を超えていない者。又は、提案項目数が所定の項目数を超えていない者。なお、提出に必要な評価項目の詳細は、入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴ 施工技術競争型総合評価方式の仕組み
本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開